

【訪問型サービス】

基準	予防訪問介護従前相当サービス（現行相当）	多様なサービス			
		緩和した基準によるサービス		短期集中予防サービス	
サービスの類型	訪問サービス	訪問型サービスA1	訪問型サービスA2	訪問型サービスC1	訪問型サービスC2
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	身体介護を除く生活援助等 1回60分程度	身体介護を除く生活援助等 1回30分程度	居宅での理学療法士、作業療法士による相談指導（手すり設置等のニングの提案等） 1回60分程度	居宅での地域包括支援センターの保健師又は看護師による閉じこもりに対する支援 必要に応じて口腔機能向上、栄養改善指導 1回30分程度
対象者とサービス提供の考え方	ケアマネジメントで、訪問介護員による専門的サービスが必要と認められるケース	ケアマネジメントで状態を踏まえながら、生活援助等緩和した基準によるサービスが必要と認められるケース		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース ・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース ・改善の意思が明確 ・改善の見込みがある ・過去同サービス利用開始から1年以上経過 上記全てに該当する人	・閉じこもり等で通所が適さないケース ・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース ・過去同サービス利用開始から1年以上経過 上記全てに該当する人 （必要に応じて栄養改善、口腔機能向上支援が必要な人）
サービス提供者	指定第一号訪問事業所	指定第一号訪問事業所	指定第一号訪問事業所	指定第一号訪問事業所	直接実施 指定第一号訪問事業所・基準を満たした団体
単価	訪問型サービスⅠ 1176単位 訪問型サービスⅡ 2349単位 訪問型サービスⅢ 3727単位 加算・減算は従来通り	単価 235単位/回 事業対象者・要支援1 （週2回かつ月10回まで） 要支援2 （週3回かつ月15回まで） ※例外的に事業対象者も 週3回かつ月15回まで可能な場合あり 加算なし 減算あり ・事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に居住するもの。 上記以外の範囲に所在する建物（建物の定義は同上）に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合 ・市が認める一定の研修修了者を訪問介護責任者にする場合 ○給付管理を目的とした、サービス提供の実績報告は毎月提出 ○モニタリング・評価はケアプランと同様に考える ○サービス提供のための利用計画書・利用状況報告書は簡易なものを提出。記載項目を設定し、様式は定めない。 （事業者が予防・介護の利用者に使用している既存の様式の使用可）	単価 100単位/回 週1回まで 加算なし 減算あり （事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に居住するもの。 上記以外の範囲に所在する建物（建物の定義は同上）に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合 ・市が認める一定の研修修了者を訪問介護責任者にする場合	単価 504単位/回 利用回数：3回程度/6ヶ月以内	単価 2519円/回 利用回数：上限6回（月2回、概ね3ヶ月）
利用者負担	1割又は2割又は3割	1割又は2割又は3割	1割又は2割又は3割	1割又は2割又は3割	無料
支給限度額	事業対象者 5032単位 （例外的に10531単位必要支援2 相当のサービスが必要と認められる場合） 要支援1 5032単位 要支援2 10531単位	事業対象者 5032単位 （例外的に10531単位必要支援2 相当のサービスが必要と認められる場合） 要支援1 5032単位 要支援2 10531単位	事業対象者 5032単位 （例外的に10531単位必要支援2 相当のサービスが必要と認められる場合） 要支援1 5032単位 要支援2 10531単位	支給限度額に含まれない	支給限度額に含まれない
ケアマネジメント	有	有	有	有	有
人員基準	・管理者：常勤、専従1人以上 ・訪問介護員等：常勤換算2.5人以上 （資格要件：介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者（生活援助中心サービスのみに従事） ・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員のうち、利用者40人に1人以上 （資格要件：介護福祉士、実務者実務者研修修了者）	・管理者：専従者1人以上 ・従事者：必要数 （資格要件：介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者又は、市が認める一定の研修修了者） ・訪問事業責任者：必要数 （資格要件：介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、市が認める一定の研修修了者）	・従事者：必要数 （資格要件：理学療法士、作業療法士）	・従事者：必要数 （資格要件：言語聴覚士、歯科衛生士、管理栄養士（指導経験のある栄養士））	
設備基準	・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品	・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品	なし	なし	
運営基準	・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従業者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供	・必要に応じ、個別サービス計画の作成（サービスA2には必要なし） ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従業者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従業者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供	・必要に応じ、個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従業者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従業者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供	・必要に応じ、個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従業者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従業者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供	